

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 3月31日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	燃料交換機制御盤の点検において、制御信号伝送用スイッチより異音の発生が認められたため、当該スイッチを交換	D	
2	3号機	純水移送ポンプ（A）の点検において、軸シール水用渦巻き式ストレーナに水のじみみが認められたため、当該ストレーナを点検・修理	D	
3	3号機	原子炉建屋床ドレンサンプ（B）ポンプ（B）用出口逆止弁の点検において、内部部品であるガイドピンに破損が認められたため、当該ガイドピンを交換	D	
4	3号機	残留熱除去系ポンプ（C）が自動トリップしたことを示す警報の発生と共に、当該ポンプが停止したが、原因が特定できなかったため、対応検討	C	
5	4号機	換気空調系常用冷却装置のターボ冷凍機（C）の冷水循環ポンプの制御回路に動作不良が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
6	4号機	タービン建屋地階電気品室から3号機コントロール建屋に通じる扉のドアクローザ部止め金具に変形及び油のじみみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	4号機	中性子計測系局部出力領域モニタ（36-13B）の指示値異常を示す警報の発生が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
8	5号機	定例試験「主蒸気隔離弁10%閉試験」において、原子炉格納容器の外側にある主蒸気隔離弁（B）の弁棒温度に僅かな温度上昇が認められたため、対応検討	D	
9	6号機	高圧炉心スプレイ系駆動用ディーゼル発電機補機冷却海水系の第2淡水注入元弁用空気駆動部の点検において、下部ブッシュよりエアリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を修理	D	
10	6号機	不活性ガス系窒素ガス補給用2次圧力調整弁駆動部の点検において、上部ケースよりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
11	6号機	循環水系逆洗弁（3台）の点検において、弁体のゴムライニングに剥離が認められたため、当該ゴムライニングを補修	D	
12	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（B）の潤滑油ポンプ（B1）駆動用電動機の点検において、シャフトの軸受部（2箇所）に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
13	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（A）の発電機用界磁電流発生装置の点検において、シャフトの軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
14	6号機	主復水器水室点検用入口エリアに用途不明の仮設足場パイプ接続用クランプ（1個）が認められたため、当該クランプを片付	D	
15	6号機	危険物取扱施設状況調査において、タービン建屋主油タンク室内敷設の潤滑油配管用閉止キャップの材質が最新の危険物規制関連規則に照らした場合、最適ではないことが判明したため、対応検討	対象外	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	6号機	原子炉圧力容器とシュラウドの間の点検・清掃作業により発見された、針金らしきもの（1本）を回収するため、仮設水中ポンプの水流で移動させようとしたところ、現物が水中ポンプ内部に吸引されてしまい、材質等の確認が困難となったため、対応検討	C	
17	6号機	危険物取扱施設状況調査において、タービン潤滑油貯蔵タンク廻り配管用閉止キャップの材質が最新の危険物規制関連規則に照らした場合、最適ではないことが判明したため、対応検討	対象外	
18	6号機	制御棒駆動水圧系スクラム排出容器用レベルスイッチの点検において、計器精度外れが認められたため、当該レベルスイッチを修理	D	
19	6号機	残留熱除去系封水ポンプ用ドレン弁の浸透探傷検査において、弁体シート面に指示模様は認められたため、当該部を修理	D	
20	6号機	ケーブル取替工事に伴う当社からの供給品であるケーブルの切出し作業において、協力企業の作業員がケーブルの仕様を間違えて切出したため、正規の仕様のケーブルを切出し	D	
21	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備の空ドラム缶移送用コンベア（C）の駆動ローラ一部に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
22	集中環境施設	サイトバンカ建屋換気空調系の外気処理装置内、送風機（A、B）の異物混入防止用金網カバーに破損が認められたため、当該カバーを修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで